

お客さまからの、現金、通帳・証書等のお預かりについて

当組合は、「受取証・預り証」以外での現金、通帳・証書等のお預かりはいたしません。

当組合職員が、お客さまのご自宅や会社を訪問し、ご預金のお預け入れ・お引出し、お振込み、その他のお取引のご依頼を受け、現金、通帳・証書およびお客さまにご記入頂いた書類等をお預かりする際は、必ず当組合所定の「受取証・預り証」を発行し、お渡しいたします。

当組合所定の「受取証・預り証」以外のもの（名刺やメモ等）でお預かりすることは**ございません**。

「受取証・預り証」は、現金、通帳証書等をお預かりしたことを証明する大切な証となりますので、お渡しした際には、記載内容に間違いがないかを十分にご確認ください。

「受取証・預り証」は所定の事務手続終了後、お預かりした通帳、証書等をお客さまにお返す際、回収させていただきますので、大切に保管してください。

当組合職員から返却された通帳・証書、また、お届けした現金は金額などに間違いがないか、ご確認のうえ、お受け取りください。

☞職員が、訪問先で現金をお渡しする際には、「受取証・預り証」を回収させていただきます、お客さまからご署名または受領印をいただきます。

☞職員が、通帳・証書等をお預かりした物品を、訪問先でお客さまへ返却する際には、「受取証・預り証」を回収させていただきます、お客さまから通帳・証書等の受領について、ご署名または受領印をいただきます。

☞ **署名の職員代筆、受領印の職員押印は厳禁といたしておりますので、お客さまご自身で署名・捺印をお願いいたします。**

☞ **なお、次の取引では、「受取証・預り証」は発行いたしません。**

- ☆ 入金帳(普通預金、当座預金)による現金預かり
- ☆ 振込帳による現金預かり
- ☆ 定期積金の集金(証書等をお持ちでない場合、証書預かりの場合は、「受取証・預り証」を発行します)
(2回目以降の集金をさせていただくケースなどは、証書の所定欄に集金印を押印して現金をお預かりし、「受取証・預り証」は発行いたしておりません。)

こうしん

「こうしん」からのお知らせ…「受取証・預り証」は必ずお受け取りください。

「こうしん」からのお知らせ…「受取証・預り証」は必ずお受け取りください。